

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 95 条の 2 第 11 項
処 分 の 概 要：免許証の交付
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第 21 条の 9（免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付の申請）第 21 条の 10（現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等）、第 29 条の 2 の 3 の 2（更新された免許証の交付等）、第 31 条の 4 の 3（他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えに伴う免許証の交付）
審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間：申請の当日中
申 請 先：山口県公安委員会（申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に提出してください。）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部交通部運転免許課（電話 083-973-2900）
備 考：